

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
<p>3 構造改革特別区域の範囲</p> <p>宮崎市、<u>都城市</u>、日南市、<u>小林市</u>、日向市、西都市、えびの市、三股町、高原町、綾町、新富町、西米良村、都農町、諸塚村、<u>椎葉村</u>、<u>美郷町</u>、高千穂町及び五ヶ瀬町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(4) 市町村の取組</p> <p>○ 各市町村において、それぞれが有する自然、歴史資源、環境等を活かしたグリーンツーリズム等による地域活性化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">・農作業体験ツアー・ワーキングホリデー・体験型ウォーキング・伝説・歴史探訪ツアー・神楽体験ツアー・林業体験ツアー・環境を学ぶエコツアー・環境保全型農業を中心とした消費者との交流 など <p>○ また、特区区域内の三股町では、都市住民への農業体験などの提供メニューの中にそば打ち体験と併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒を旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化を図ろうとしている。</p> <p>○ <u>高千穂町では、神話などの地域文化や自然の神秘を旅行資源として掘り起こし、農作業体験や農家民泊、農家レストランなど旅に不可欠なサービスに併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒を旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域活性化を図ろうとしている。</u></p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲</p> <p>宮崎市、日南市、日向市、西都市、えびの市、<u>南郷町</u>、三股町、<u>高崎町</u>、高原町、<u>野尻町</u>、綾町、新富町、西米良村、<u>都農町</u>、<u>南郷村</u>、<u>西郷村</u>、諸塚村、椎葉村、高千穂町及び五ヶ瀬町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(4) 市町村の取組</p> <p>○ 各市町村において、それぞれが有する自然、歴史資源、環境等を活かしたグリーンツーリズム等による地域活性化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">・農作業体験ツアー・ワーキングホリデー・体験型ウォーキング・伝説・歴史探訪ツアー・神楽体験ツアー・林業体験ツアー・環境を学ぶエコツアー・環境保全型農業を中心とした消費者との交流 など <p>○ また、特区区域内の三股町では、都市住民への農業体験などの提供メニューの中にそば打ち体験と併せて地域で生産した米類を原料とした濁酒を旅行者へ提供し、より一層のグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化を図ろうとしている。</p>

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
<p data-bbox="136 336 577 368">6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p data-bbox="190 400 1106 531">自然環境や神話、神楽等の文化的・知的資源が豊富であるという地域特性を十分活かしつつ、グリーンツーリズムなどの推進による都市と農山村地域との交流を促進することにより、宮崎型の新たな観光モデルを構築する。</p> <p data-bbox="190 563 1106 762">なお、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、観光客等の農山村への滞留時間が長くなり、より地域住民との交流が深まることで、地域が活性化し、また経済的にも地域農産物の消費・販路拡大、宿泊料収入等農家所得が増加するなど、農山村地域の経済の活性化につながる。地域理解が深まれば、リピーターの定着・増加など、その後の展開も期待できる。</p> <p data-bbox="219 794 1106 895">※ 農家民宿開業に関して規制の緩和を図り、できるだけ負担を軽減することが、農家の事業着手への意欲を喚起させ、農家民宿事業を核とした新たな地域づくりを進める契機となる。</p> <p data-bbox="250 927 1106 1058">併せて、本県は15年度から「ひむか神話街道環境整備事業」、「ぐるっと霧島体験型ウォーキング推進事業」、「エコミュージアム南那珂形成事業」などを実施することにより、個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、また、本県の魅力度を向上させている。</p> <p data-bbox="250 1090 1106 1254">国立・国定公園における自然環境を活かした催し、ウォーキング、サイクリング等のイベント等の実施や本県独自の文化的・知的資源を活かした新たな地域づくりを進めることで、観光客等の受入環境の充実や誘客資源が拡大する。このことが交流人口の拡大につながり、ひいては地域経済の活性化につながる。</p> <p data-bbox="250 1286 1106 1386">特に、グリーンツーリズムを推進する三股町及び高千穂町においては濁酒を提供、販売するなど魅力ある提供メニューを追加し、都市住民と農山村に暮らす人々との交流を図ることとしている。</p>	<p data-bbox="1140 336 1581 368">6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p data-bbox="1193 400 2105 531">自然環境や神話、神楽等の文化的・知的資源が豊富であるという地域特性を十分活かしつつ、グリーンツーリズムなどの推進による都市と農山村地域との交流を促進することにより、宮崎型の新たな観光モデルを構築する。</p> <p data-bbox="1193 563 2105 762">なお、農山村において、グリーンツーリズム等を推進することにより、観光客等の農山村への滞留時間が長くなり、より地域住民との交流が深まることで、地域が活性化し、また経済的にも地域農産物の消費・販路拡大、宿泊料収入等農家所得が増加するなど、農山村地域の経済の活性化につながる。地域理解が深まれば、リピーターの定着・増加など、その後の展開も期待できる。</p> <p data-bbox="1223 794 2105 895">※ 農家民宿開業に関して規制の緩和を図り、できるだけ負担を軽減することが、農家の事業着手への意欲を喚起させ、農家民宿事業を核とした新たな地域づくりを進める契機となる。</p> <p data-bbox="1254 927 2105 1058">併せて、本県は15年度から「ひむか神話街道環境整備事業」、「ぐるっと霧島体験型ウォーキング推進事業」、「エコミュージアム南那珂形成事業」などを実施することにより、個性と魅力溢れる地域づくりを推進し、また、本県の魅力度を向上させている。</p> <p data-bbox="1254 1090 2105 1254">国立・国定公園における自然環境を活かした催し、ウォーキング、サイクリング等のイベント等の実施や本県独自の文化的・知的資源を活かした新たな地域づくりを進めることで、観光客等の受入環境の充実や誘客資源が拡大する。このことが交流人口の拡大につながり、ひいては地域経済の活性化につながる。</p> <p data-bbox="1254 1286 2105 1386">特に、グリーンツーリズムを推進する三股町においては濁酒を提供、販売するなど魅力ある提供メニューを追加し、都市住民と農山村に暮らす人々との交流を図ることとしている。</p>

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特区内の県外観光客数について、平成14年現在約410万人のところ、平成18年には460万人を目指す。・ 特区内の県外観光消費額について、平成14年現在約520億円のところ、平成18年には、600億円を目指す。・ 農家民宿事業者数について、平成<u>25</u>年までに事業者数<u>90</u>件を目指す。・ 自家製濁酒の製造を行う特定農業者数について、平成<u>25</u>年までに<u>3</u>件を目指す。 <p>8 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定農業者による<u>特定酒類</u>の製造事業 <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>◎ 全国的に行われることになる規制緩和の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃・ 農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送に関する道路運送法上の規制緩和・ 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅業法上の規制緩和・ <u>農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業</u>・ <u>国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業</u> <p>(以下省略)</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特区内の県外観光客数について、平成14年現在約410万人のところ、平成18年には460万人を目指す。・ 特区内の県外観光消費額について、平成14年現在約520億円のところ、平成18年には、600億円を目指す。・ 農家民宿事業者数について、平成18年までに事業者数40件を目指す。・ 自家製濁酒の製造を行う特定農業者数について、平成18年までに2件を目指す。 <p>8 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業・ 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業・ 特定農業者による濁酒の製造事業 <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>◎ 全国的に行われることになる規制緩和の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃・ 農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送に関する道路運送法上の規制緩和・ 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅業法上の規制緩和 <p>(以下省略)</p>

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
(削除)	<p>別紙</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定事業の名称 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区内において農家民宿事業を営もうとする者3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定後直ちに適用開始4 特定事業の内容 特区内で行う農家民宿事業（施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業・農村に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な役務を提供する営業であって、農業者が行うものをいう。）を営む農家民宿（農家民宿に類する形態である林漁家民宿を含む。以下「農家民宿等」という。）については、当該特区の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）又は消防署長は、消防庁発出の通知の範囲内で、消防法施行令第32条に基づき、消防用設備等の基準に係る同令第3節の規定を適用しないことができる。 例えば、誘導灯及び誘導標識については、農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、消防法施行令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。 また、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、消防法施行令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農

家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域基本方針別表第1及び消防庁発出の通知に定める要件を満たす農家民宿等のみ、特例を適用する。

(要件を満たすかどうかは、管轄の消防署等検査機関が検査時に確認を行う。)

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
(削除)	<p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>特区内の国立公園又は国定公園において行う自然環境を活用した催しであって、県又は関係市町村が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>認定後直ちに適用開始</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>特区内の国立公園又は国定公園（特別保護地区を除く。）内の自然環境を活用した催しであって、県又は関係市町村が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない浜砂その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為については、自然公園法第13条第3項及び第6項から第8項まで又は第26条第1項及び第2項の規定を適用しない。</p> <p>例えば、毎年春に2か月程実施される「みやざきフラワーフェスタ」は、本県を代表する花のイベントであるが、当該イベントに関し、「みやざきフラワーフェスタメイン会場運営委員会」が、日南海岸国定公園特別地域内（宮崎市大字加江田「こどものくに」敷地の一部）に設置する花壇や総合案内所、ステージ、レストラン等の仮設工作物につ</p>

いては、自然公園法第13条第3項の規定を適用しない。

また、宮崎市の青島地区の活性化と観光客の誘致を図るため、毎年夏に2日程度開催される「AOSHIMAサマーフェスティバル」に関し、当該イベントの実行委員会が、日南海岸国定公園特別地域内（宮崎市青島「青島海水浴場」及び隣接地）に設置するステージ、テント、看板等の仮設工作物については、自然公園法第13条第3項の規定を適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催し（以下「自然活用型催し」という。）が実施される場合には、県又は関係市町村は、国立公園にあつては環境大臣（環境省えびの自然保護官事務所）に、国定公園にあつては宮崎県知事（宮崎県生活環境部生活環境課）に、自然活用型催しの開催期日の1か月前までに、当該自然活用型催しの名称、開催場所及び開催期間並びに当該自然活用型催しに伴う行為の概要を通知しなければならない。

ただし、県又は関係市町村は、通知に当たっては、当該催しが、自然を活用した催しであつて、地域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為であることを認めた上で、通知を行わなくてはならない。

また、催しの実施に当たっては、県又は関係市町村は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導を行わなくてはならない。

併せて、催しの実施のために行われた行為については、県又は関係市町村が原状回復（工作物の早急な撤去及び風致の保護上支障がないよう工作物撤去跡地の整理をいう。以下同じ。）を行い、又は行為者に原状回復を指導しなくてはならない。

（※「催しの実施者」とは、催しの企画・運営を行う者であり、「行為者」とは、催しのために各種行為を行う者である。）

(別表) 新旧対照表

変更後	変更前
別紙	別紙
1 特定事業の名称 707 (708) 特定農業者による <u>特定酒類</u> の製造事業	1 特定事業の名称 707 特定農業者による濁酒の製造事業
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区のうち三股町及び高千穂町において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、濁酒を製造しようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 特区のうち三股町において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、濁酒を製造しようとする者
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 <u>本特別区域計画の認定を受けた日</u>	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定後直ちに適用開始
4 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体 上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者 (2) 事業が行われる区域 三股町及び高千穂町の全域 (3) 事業の実施期間 上記2に記載の認定計画農業者が、酒類製造免許を受けた日以降 (4) 事業により実現される行為や整備される施設 特区のうち、三股町及び高千穂町において農山村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）のために、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せて営んでいる農業者が	4 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体 上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者 (2) 事業が行われる区域 三股町の全域 (3) 事業の実施期間 上記2に記載の認定計画農業者が、酒類製造免許を受けた日以降 (4) 事業により実現される行為や整備される施設 特区のうち、三股町において農山村滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）のために、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せて営んでいる農業者が三股町内の

三股町及び高千穂町内の自己の酒類製造場で自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この際、本事業の事業主体が三股町及び高千穂町内の自己の酒類製造場において濁酒を製造するために濁酒の製造免許を申請した場合には酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

本県のグリーンツーリズムは、自然豊かな農山村において、神話や神楽等の文化的・知的資源を活かした地域の取り組みに共鳴する都市生活者へ農業体験などを通じて交流や理解を深めたり、心身共にリフレッシュしてもらうことである。これは、受け入れる側にとっても、地元の歴史や文化、特産品、人情などの豊かさを再認識する契機となるなど地域興しの有力な手段として成功しつつあり、神話で結ぶツーリズムなどこれから広域的な展開が期待される。

本特区のうち、三股町及び高千穂町において農家民宿や農園レストランなどを営む特定農業者が自ら生産した米を主原料とした濁酒の製造を可能とし、本県特有のグリーンツーリズムを確立するには当該規制の特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税者として必要な申告納税や記帳義務が生じ、税務当局の検査や調査の対象となり、うける義務が生じてくる。

自己の酒類製造場で自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この際、本事業の事業主体が三股町内の自己の酒類製造場において濁酒を製造するために濁酒の製造免許を申請した場合には酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

本県のグリーンツーリズムは、自然豊かな農山村において、神話や神楽等の文化的・知的資源を活かした地域の取り組みに共鳴する都市生活者へ農業体験などを通じて交流や理解を深めたり、心身共にリフレッシュしてもらうことである。これは、受け入れる側にとっても、地元の歴史や文化、特産品、人情などの豊かさを再認識する契機となるなど地域興しの有力な手段として成功しつつあり、神話で結ぶツーリズムなどこれから広域的な展開が期待される。

本特区のうち、三股町において農家民宿や農園レストランなどを営む特定農業者が自ら生産した米を主原料とした濁酒の製造を可能とし、本県特有のグリーンツーリズムを確立するには当該規制の特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税者として必要な申告納税や記帳義務が生じ、税務当局の検査や調査の対象となり、うける義務が生じてくる。